

文書回答日	令和3年3月4日(木曜日)
団体名	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会
表題	2020年度 大阪府への要望

文書回答

(要望項目)

1. 重点課題「障害者間格差の解消」

(1) 重度障害者の医療費助成

2018年4月から、重度障害者の医療費助成については、精神保健福祉手帳1級所持者を対象に加えることとなりました。しかし、精神保健福祉手帳1級所持者は手帳所持者全体の11パーセントに過ぎず、多数を占める手帳2級所持者は適用外となっています。

今回、精神障害者の生活の実態と精神科医療の実態についてアンケート調査を実施し、865名から回答を得て、次のような課題が明らかになりました。

ア) 高齢者に対する医療費助成

65歳以上の高齢者に対する医療費助成は半年後には打ち切りとなり、1級手帳所持者以外は、毎月1万円余(アンケートの平均値は10417円)の負担が生じる。必要な医療を受けられなくなるか、生活費を切り詰めるかなど大変な事態が想定される。引き続き存続させるか、代替措置の検討を早急に進めてください。

今回、高齢者医療から削除されることとなる人員について、市町村別の実数を示してください。

イ) 2級の手帳保持者への支援

医療費助成の対象外となっている2級の手帳保持者は、収入については1級と大差ない(月額収入の平均は、1級が9.72万円、2級が9.80万円)。経済的理由により受診をあきらめている人のほとんどが、2級と考えられることから、受診ができるような支援が望まれる。

具体的な支援策について、提示してください。

(回答)

平成30年4月の再構築については、医療費の増加や、府・市町村の厳しい財政状況のもと、持続可能な制度とするため、対象者の見直しや一定のご負担にもご理解をお願いしながら、対象者や対象医療を拡充することとしたものです。

具体的には65歳以上の重度ではない精神通院医療対象者などは3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築しました。さらに、令和3年4月からは、精神病床への入院へと助成対象を拡充する予定です。

なお、老人医療の経過措置対象者の市町村別の人数については別添のとおりです。

重度障がい者医療費助成制度については、障がい者が極めて重い故に医療にかかる頻度が高く、就労も困難であるうえ、介護者の負担がより大きいと考えられる重度の障がい者として、障がいの程度を見る手帳の等級で受給資格を判定しているところです。このたびの、精神障がい者への対象拡充にあたっては、再構築前の制度において既に障がい者医療が、身体障がい者手帳1・2級所持者を対象としていたことを踏まえ、精神障がい者についても、身体障がい者手帳1・2級と認定基準が概ね同等と考えられる精神障がい者保健福祉手帳1級所持者を対象とすることとしました。

障がい者の生活実態に基づく支援は、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障全体のなかで検討

すべきものと考えています。そのため、これまでも国での医療費助成実施について、府の最重点要望などあらゆる機会を通じて要望しております。

今後とも、障がい重いゆえに、より医療の支援が必要な方々に助成が行き届くよう、セーフティネットの機能を果たすべく、助成制度を維持してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

別添 老人医療の経過措置対象者の市町村別の人数		
	市町村	人数
1	大阪市	9,376
2	堺市	4,029
3	岸和田市	785
4	豊中市	985
5	池田市	311
6	吹田市	1,092
7	泉大津市	329
8	高槻市	1,337
9	貝塚市	346
10	守口市	507
11	枚方市	1,420
12	茨木市	720
13	八尾市	957
14	泉佐野市	378
15	富田林市	354
16	寝屋川市	863
17	河内長野市	429
18	松原市	404
19	大東市	304
20	和泉市	704
21	箕面市	318
22	柏原市	248
23	羽曳野市	370
24	門真市	491
25	摂津市	296
26	高石市	217
27	藤井寺市	202
28	東大阪市	1,722
29	泉南市	253
30	四條畷市	169
31	交野市	364
32	大阪狭山市	207

33	阪南市	285
34	島本町	144
35	豊能町	90
36	能勢町	47
37	忠岡町	78
38	熊取町	198
39	田尻町	54
40	岬町	80
41	太子町	37
42	河南町	54
43	千早赤阪村	29
	合計	31,583

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

(要望項目)

1. 重点課題「障害者間格差の解消」

(2) 公共交通機関の運賃割引

精神障害者への公共交通機関の運賃割引及びについては、大阪市の地下鉄や高槻市営及び多くの民営バスにおいて実施されているものの、JRや関西の大手民営鉄道においては実施されていません。また、有料道路の通行料割引についても同様です。

精神障害者が地域で生活するうえで、交通手段の道が開かれれば、外出の機会が増え、社会参加への一歩となります。

家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)では、署名活動や国会請願を通じて、国や各公共交通機関への要望を重ねてきました。このような中、大手民鉄では初めて西日本鉄道(西鉄)が2017年4月から精神障害者の運賃割引を開始し、2018年10月からは航空各社でも精神障害者の運賃割引を開始しました。また、一昨年国会では請願署名が採択されました。

大阪府におかれては、国土交通省、JR、関西大手民鉄、道路会社等に対しての働きかけを実施するとともに、府独自の助成についても検討してください。

(回答)

交通機関の割引制度については各事業者において実施されているところですが、大半の交通機関で精神障がい者が割引の対象外となっているなど、障がいのある方々の日常生活の実態にそぐわない面があることなどから、鉄道、有料道路、乗合バスの主要事業者に対し、制度の見直しや拡大について、引き続き働きかけて参ります。

また、鉄道や有料道路等の営業範囲は広域に渡り、かつ、事業者が相互に連結・連絡し一体的に運用されている実態を踏まえ、国に対しても、制度の見直しなどを促すための取組みを進めるよう、引き続き要望して参ります。

今後とも、他府県とも連携し、国や交通事業者に対して、働きかけて参ります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

(要望項目)

2. 精神科医療

(1) 精神科医療においては、早期治療、早期介入が何より重要です。大阪府(大阪市、堺市を除く)の保健所は16カ所に激減し、保健所の所管が広域化したことにより、身近なサービスが受けにくくなっています。

早期治療、早期介入の実現に向けて、保健所・保健センターの拡充(増設、担当職員の増強)を検討してください。

(回答)

府と中核市保健所では、ケースワーカー・保健師によるチームで精神保健福祉相談による受療支援を行っています。また、未治療者や治療中断者につきましては、御家族等と相談しながら、必要に応じて嘱託医相談や訪問を行い、早期治療、早期介入に向けた支援を行っているところです。今後も引き続き、必要な医療につなげられるよう努めてまいりますとともに、保健所での支援が難しいケースについては、こころの健康総合センターにおいてコンサルテーションを行うなど、支援の充実に努めてまいります。

また、御家族の方が相談につながるよう、リーフレットやホームページ等で保健所等の相談窓口の周知に努めてまいります。

府保健所においては、地域保健の専門的・広域的拠点としての役割を果たし、地域における健康危機管理の拠点として、新たな感染症の発症など多発する健康危機事象に迅速・的確に対応できるよう、また、保健師等による専門的な相談・支援サービスの充実に努めることができるよう、平成16年4月1日に保健所の支所を本所に統合し、支所の保健師等のマンパワーを本所へ集積したところです。

今後とも限られた資源の中で、効果的に保健医療サービスが提供できるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

健康医療部 健康医療総務課

(要望項目)

2. 精神科医療

(2) 訪問型 訪問型医療制度(アウトリーチ)については、昨年、モデル事業により得たノウハウを各保健所において実施していると聞きましたが、最近の状況について具体的に説明してください。

(回答)

令和元年度における府の10保健所の訪問実績は実数1053人、延べ3234回で、そのうち、未受診者への訪問は、158人、延べ438回、治療中断者への訪問は、95人、延べ341回、治療中断を防ぐための訪問は、501人、延べ1505人でした。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

2. 精神科医療

(3) 5大疾病の精神疾患について、第7次大阪府医療計画においては「多様な精神疾患に対応することができる医療機関の増加」など7項目の目標が述べられていますが、これらの進捗状況について具体的に説明してください。また、保健所等における家族会との連携の実施状況について具体的に説明してください。

(回答)

第7次大阪府医療計画の目標の進捗状況は以下の通りです。

「1. 多様な精神疾患に対応することができる医療機関の増加」

1)統合失調症 40カ所増(430カ所)、2)認知症 34カ所増(373カ所)、3)児童 25カ所増(115カ所)、4)思春期 19カ所増(208カ所)、5)うつ病 46カ所増(504カ所)、6)PTSD 10カ所増(269カ所)、7)アルコール依存 22カ所増(104カ所)、8)薬物依存 5カ所増(61カ所)、9)その他依存 13カ所増(42カ所)、10)てんかん 10カ所増(175カ所)、11)高次脳機能障がい 21カ所増(101カ所)、12)摂食障がい 2カ所減(171カ所)、13)発達障がい 43カ所増(231カ所)、14)妊産婦メンタルヘルス 12カ所減(165カ所)

「2. 精神科救急医療システムの受入れまでの時間の短縮」

検討中

「3. 夜間・休日合併症支援システムにおける合併症支援病院の増加」

増減なし

「4. 依存症診療・回復プログラム実施医療機関の増加」

依存症診療 26 か所増(125)、回復プログラム 12 か所増(32 か所)

「5. 難治性精神疾患の治療可能医療機関及び登録患者数の増加」

医療機関 増減なし(25 か所)、登録患者数 332 人増加(782 人)

「6. 認知症治療に関わる人材の増加」

(今年度はコロナの影響により、研修等の実施が難しく、実績が落ちている。)

認知症サポート医養成研修 77 名(3 月に残り 1 回を実施予定)、かかりつけ医 186 名、看護職員 48 名、
歯科医師 95 名、薬剤師 89 名、病院勤務の医療従事者 201 名

「7. 長期入院精神障がい者の減少と早期退院率の上昇」

長期入院者 710 人減少(9,113 人)、早期退院率 入院 3 か月後の退院率 4.6 パーセント減少(63.4 パーセント)

保健所と家族会との連携については、保健所に相談に来られた方に対し、必要に応じ家族会を紹介、また、保健所で実施する家族教室に家族会からご参画いただくなどのご協力をお願いしております。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

2. 精神科医療

(4) 精神障害者が他疾患を併発して入院治療を要する場合、入院の条件として保護者の付き添いを前提とするといった事例がいまだに発生しています。精神障害を理由にした差別的取り扱いとして容認できません。対応策について大家連も含めて、具体的な検討を開始してください。

(回答)

医療機関においては、患者の症状に応じて適切な看護が行われること、看護は看護師及び准看護師によって行われること、となっており、看護にかかる費用については、健康保険における入院基本料及び入院基本料に係る加算で評価されています。そのため、家族等が付き添う必要はありません。

このため、医療機関においては、付添いの強要はないものと考えていますが、万一、付添いの強要があった場合には、病院内にある患者相談窓口あるいは当該病院の所在地を所管する保健所にご相談ください。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

(要望項目)

2. 精神科医療

(5) 精神科特例(病床当たりの医師の配置は、一般病棟に比べ精神科医師は 3 分の 1、看護師は 3 分の 2 となっているなど)に対する府の姿勢は、昨年の回答書では国の動向を静観しているとしか見えません。

精神科特例は、精神科医療の質的低下を招いている最たるものではないでしょうか。5大疾病として精神疾患への医療体制を真に充実させるため、精神科特例の早期廃止を国に働きかけるとともに、その推進状況を説明してください。

(回答)

精神科特例の問題につきましては認識しており、国の動きについて注視しているところです。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

2. 精神科医療

(6) 自立支援医療において、国民健康保険加入者は負担なしとする現行制度を継続するとともに、社会保険加入者に対しても助成を検討して下さい。

(回答)

令和3年度から5年度までを対象とする府内市町村国保の運営方針を定める新たな「大阪府国保運営方針」について、令和2年12月に策定しました。

この運営方針において、市町村国保が実施する精神通院・結核医療を受ける国保被保険者に対する給付については、これまでの経過や被保険者への影響等を踏まえ、令和5年度末までは、現行制度を維持することとしています。

今後、その在り方については、被保険者への影響を見極めた上で、他制度との整合性や公平性確保の観点から、代表市町村と府で構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で検討を進めていくこととしています。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課(斜字部分について回答)

(要望項目)

2. 精神科医療

(7) 障害年金及び自立支援医療受給者証の更新時に要する診断書の費用については、法令上他の障害者は無料になっており、同様の扱いとするよう国に要望しているとのことだが、推進状況について説明してください。

(回答)

自立支援医療受給者証の更新時に要する診断書の費用については、16大都道府県障害福祉主管課長会議を通じて国に対して要望しているところであり、引き続き、要望を重ねてまいります。

【要望主旨】

育成医療、更生医療と同様に、更新時は無償とし、そのための財政措置を講じること。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課(斜字部分について回答)

(要望項目)

2. 精神科医療

(8) これまで公表されていた630調査の結果について、公表されないと聞いている。

精神障害者の家族にとって、精神科医療機関ごとの具体的データは、安心して医療機関を選択し医療を受けるためには不可欠のものである。

また、身体拘束が、この10年間に2倍にも増加しており、この問題も含めて大阪府が、630調査結果を開示されることを求める。

(回答)

精神保健福祉資料いわゆる630調査については、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、毎年、厚生労働省が各都道府県・指定都市を通じて、精神科医療機関(病院・診療所)及び訪問介護ステーション等に行っているものです。

精神科医療機関から提出された調査票にかかる情報の公開につきましては、本府情報公開条例に基づき、適切に対応してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

2. 精神科医療

(9) 神戸市の神出病院における医療職員による患者の虐待事件は、これ以上見逃すわけにはいかない重大な問題である。これは大和川事件の再来であり、患者の人権を守るためには虐待防止法を適用して、通報の義務化を図るべき問題だと考える。

また、(5)の精神科特例などに見られるような、精神科医療を一般の医療と区別して「医療では無い」という考え方が、根底には有るのではないかと考えられる。

大阪府は、この事件の位置づけと対応策について、どのように考えているのか説明してください。

(回答)

精神科病院における医療従事者による患者の虐待事件は、あってはならないことです。

精神科病院において入院患者に対する適切な処遇等が遵守され虐待事件が発生しないよう、病院に対する実地指導などの指導監督等を引き続き徹底してまいります。

また、大阪府においては、大阪市及び堺市と共同で大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会を設置し、療養環境サポーターが精神科病院を訪問し、療養環境の改善が求められる事項を協議会から提言するなど、病院における療養環境の向上に努めているところです。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

2. 精神科医療

(10) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症による重症化を防ぐため、早期検査システムの拡充と充実を要望します。

・帰国者・接触者外来センター、及び保健所以外に地域の診療所からの直接検査依頼または本人希望を受け入れる PCR 検査の増加、公費負担による実施の実現

(回答)

保健所を経由せず、診療所から直接紹介を受け検査を行う地域外来・検査センターについて、地域に偏りができないよう、府内保健所圏域で1か所以上、大阪市内で4か所以上設置することを目指して取り組み、約 50 か所を設置しています。

また、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査等の行政検査については、国の通知により、新型コロナウイルス感染症の患者や疑似症患者、有症状者に併せて、濃厚接触者など感染が疑われる者等を対象としており、診療・検査医療機関などで行われる保険適用検査についても、検査費用は公費負担となっています。

なお、本人希望による検査は自己負担となりますが、厚生労働省が自費検査を提供する検査機関を公表しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

(要望項目)

2. 精神科医療

(10) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症による重症化を防ぐため、早期検査システムの拡充と充実を要望します。

・交通機関をつかわずに行ける身近な地域での PCR 検査場所の実現

(回答)

発熱患者等が地域において受診・検査が受けられるよう、かかりつけ医等の身近な医療機関等を診療・検査医療機関として約 1,400 か所指定しており、府内すべての保健所圏域において、新型コロナの検査を実施する医療機関が存在しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

(要望項目)

2. 精神科医療

(10) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症による重症化を防ぐため、早期検査システムの拡充と充実を要望します。

・コロナ感染防止のため面会、外出の制限が長引いているが、医療従事者、入院者、面会者の頻回のPCR検査実施で陰性者に制限解除の実現

(回答)

感染防止のための面会、外出の制限については、国の事務連絡に基づき、各医療機関において、実施されています。

新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査等の行政検査については、国の通知により、患者や疑似症患者、濃厚接触者など感染が疑われる者等を対象としています。

本府では、医療従事者や入院患者等に少しでも症状がある場合は、速やかに検査が受けられるようにするとともに、陽性が判明した場合には、原則、施設の全数検査を行うなどしています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

(要望項目)

2. 精神科医療

(11) 大阪市平野区において、障害者が市営住宅自治会の当番を辞退したことに関連して作文を強要され、さらに自死するという障害差別的対応の事件が発生した。また、府下の公営住宅においても、高齢者や障害者にとっては、自治会当番が大きな負担となっている。

大阪府においても、この事件を踏まえ、地域住民の精神障害者への理解を進める研修の実施とともに、自治会当番の業者代行あるいは免除についても検討してください。

(回答)

府営住宅につきましても、自治会は、入居者で構成される自治組織であることから、府として、その運営に主体的に関与することはできません。自治会当番は自治会運営にかかるものであり、事情のある場合などについては、自治会での話し合いにより対応いただくこととなりますことをご理解願います。

(回答部局課名)

○府営住宅について

住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課

住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課

(斜字部分について回答)

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(1) 地域生活支援センター、グループホーム、ショートステイサービスなどは、本人が地域で暮らすための受け皿として特に有効なものです。府は、各市町村における整備に向け働きかけ、必要な支援に取り組むとしているが、各市町村における整備状況並びにその財源について説明してください。

家族の身体的・精神的健康が過重な介護負担によって大きく損なわれています。また、精神障害者の7割は親等と同居を余儀なくされています。このような状況を改善するためには、当事者が安心して、かつ使いやすいショートステイなど地域生活支援(短期入所サービス)の施設の整備が必要です。また、家族が病気になったり休養を要する時などにも、ショートステイの利用が望まれます。

ショートステイの整備を推進してください。

(回答)

各サービスの提供体制の確保は、障がい者の地域生活に必要な不可欠であることから、各市町村において、障がい福祉計画等に掲げるニーズや、地域の実情に応じた計画的な基盤整備がなされるように働きかけているところであり、各市町村の整備状況は、別紙のとおりです。

なお、施設の整備については、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金」、地域活動支援センターの運営については「市町村地域生活支援事業」の対象となっています。一定の補助要件がありますので、詳細は大阪府にお尋ねください。

緊急時のショートステイの利用については、人員確保の点などから、一定の日数前までの予約が必要など事業所によって対応が異なるところですが、緊急時に備え空床を確保している市町村もあります。

緊急時の受け入れ先の確保は、精神障がい者が安心して暮らしていくために必要な機能の一つであり、その実現には事業所や市町村による連携体制が必要です。

地域における障がい福祉サービスのニーズや実情を把握し、サービス提供体制を整えることが重要であることから、お困りの状況についてお住まいの市町村にお伝えいただければと思います。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(2) 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について、大阪府の取組みについて具体的に説明してください。

(回答)

大阪府では、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、まずは、令和2年度末までにすべての市町村・保健所単位の保健・医療・福祉の関係者による協議の場が設置されるよう取り組んでいるところです。

昨年度、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ(大阪府の「協議の場」)での議論をもとに、令和2年度から「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」を実施しております。

具体的には、地域精神医療体制整備広域コーディネーター(以下:広域コーディネーター)を配置し、精神科病院スタッフの意識啓発や入院患者の退院意欲の向上に取り組むとともに、治療により病状が安定した患者で退院を希望される方については、退院に向けた取組みや退院後の支援を検討するため、市町村の自立支援協議会や協議の場に参加し、専門的な見地から助言を行うとともに、今年度より様々な課題を抱える患者や家族に寄り添い、地域での生活に適切に導くための伴走支援を行うなど取組みを強化しております。

また「協議の場」については、未設置の市町村・圏域に対して、他市の取組み事例の情報提供など働きかけを行い、既に設置済の市町村においても必要に応じ、広域コーディネーターが参加し、地域課題の整理や協議内容の提案を行うとともに、大阪精神科病院協会に圏域単位の協議の場に精神科医の派遣を依頼するなど、協議の場の運営支援を行っております。

引き続き、市町村単位、圏域単位での協議の場の設置、運営支援に取り組むとともに、各地域の取組みや課題把握に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(3) 日中活動の場については、自立支援法施行以降、三障害一元化により通所型障害福祉サービスが精神障害者の特性に見合うものになっていない、通所者が減少しているという声が上がっています。障害福祉サービス事業所の質の検証を行い、精神障害者の特性にあった支援への再構築を指導してください。

(回答)

障害者総合支援法では、指定障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービスを障がい者の障がいの

特性等に応じ、常に障がい者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならないとされています。大阪府では、所管事業所に対し、集団指導及び実地指導において、適切な支援がなされるよう、指導してきたところです。今後とも引き続き、指導に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(4) 当会が実施している電話相談には、当事者からのものが6, 7割に上っている。その中で当事者が求めているのは気軽に相談できる窓口と安心して過ごせる居場所である。当事者のニーズに見合った既施設の改善または新設について検討してください。

(回答)

就労継続支援B型事業所は、「就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。」を対象としています。

このため、就労系事業所においては、就労を前提(就労を第一目的)としつつも、気軽に相談できる居心地の良い場となるよう、ニーズを踏まえながら、就労系サービスの支援員の支援力の向上に向けた研修等を検討してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(5) 府営住宅にグループホームを開設できるよう、精神障害者の入居枠を確保してください。市営住宅などにおいても同様と考え市町村にも働きかけてください。

(回答)

<府営住宅に関して>

府営住宅におけるグループホームの開設につきましては、障がい種別を問わず、府福祉部がグループホーム設置者の開設希望を取りまとめ、当該住宅の空き住戸の有無などの調査を行い、設置者に対して活用意思を確認した上で、ご利用いただいているところです。

平成22年度からはグループホーム活用可能住戸の選定回数を増やすなど、府営住宅におけるグループホームの有効性を十分認識しながら進めており、今後とも府福祉部等と連携を図りながら、積極的に住戸あわせんしてまいります。

<市営住宅に関して>

国から出された「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月)、「公営住宅のグループホーム等の事業への活用について」(平成22年8月)等に基づき、大阪府から市町に対し、公営住宅のグループホームへの積極的な活用について通知するとともに、大阪府が主催する市町営住宅管理等研修会をはじめ様々な機会を通じて、公営住宅のグループホームへの活用促進を図ってきたところです。

今後引き続き、市町に対し、公営住宅のグループホームへの活用について、働きかけてまいります。

(回答部局課名)

住宅まちづくり部 都市居住課

住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(6) 地域で精神障害者を受け入れるためには、地域住民の理解が不可欠です。今回、府において実施さ

れた障害者差別のアンケートの中では、精神障害者であるという理由で入居を拒否されたり退去を求められた事例もあった。このような事例をなくしていくため、府において取り組まれている住民並びに事業者への働きかけについて説明してください。

(回答)

障がい者差別を解消することは社会全体の課題であり、障がい理解を深めるための啓発活動が差別をなくすためのもっとも大切な取り組みであると考えております。

大阪府では平成28年4月より大阪府障がい者差別解消条例を施行していましたが、令和3年4月に事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な内容とする条例改正を行います。

この条例改正を受けて、府民の皆様の関心と理解を深めるため、障がいを理由とする差別について基本的な考え方や具体的事例等を記載した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を改訂し、引き続き、理解促進に向けて取り組んでまいります。

ガイドラインでは、住宅など6分野ごとに、不当な差別的取扱いとなりうる事例や望ましい合理的配慮の事例を記載しております。例えば、住宅分野における不当な差別的取扱いとなりうる事例として、「入居のための審査の際、障がいがあることを理由に、保証人の数を増やすよう求める。」といったものがあります。

事業者に対しては、関係機関や府庁内他部局と連携した事業者向け研修の実施や、相談事案の関係者に対する啓発などを行うとともに、「障がいのあるお客様との接し方」のDVDを含む研修プログラムや教材作成により、事業者の自主的な取り組みを支援しています。また、条例改正の内容を記載したわかりやすい啓発物を作成し、合理的配慮の概念の浸透を図ってまいります。

引き続き、府民及び事業者の間で障がい及び障がい者に対する理解が更に促進されるよう、あらゆる機会を活用して、様々な啓発に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(6) 地域で精神障害者を受け入れるためには、地域住民の理解が不可欠です。今回、府において実施された障害者差別のアンケートの中では、精神障害者であるという理由で入居を拒否されたり退去を求められた事例もあった。このような事例をなくしていくため、府において取り組まれている住民並びに事業者への働きかけについて説明してください。

(回答)

入居拒否に関しては、大阪府及び府内市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、必要に応じて個別に対応を行っています。

また、障がい者、高齢者等の入居を拒まない住宅等の情報を発信する「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」のより効果的な運用に努めるとともに、住まい探しに協力する宅建事業者として府に登録している協力店に対し、障がい者、高齢者等の入居を拒まない住宅登録の働きかけや障がい者、高齢者等の入居や生活支援などを行う居住支援法人の周知を行うなどの取り組みを行っています。

宅地建物取引の場における入居差別等を解消するため、宅地建物取引業者に対して、啓発パンフレット「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を配布するとともに、宅地建物取引業者を対象とした研修会において、障害者差別解消法の周知や障がい者に対する理解を深める啓発を行っているところです。

今後も引き続き、宅地建物取引業者に対する人権意識の向上を図ってまいります。

(回答部局課名)

住宅まちづくり部 都市居住課

住宅まちづくり部 建築振興課

(斜字部分について回答)

(要望項目)

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

(7) 多くの家族は、当事者の生活を直接支えるとともに、様々な社会支援を活用して当事者の自立を後押ししてきました。各地の家族会は、このようなノウハウを蓄積して家族間で経験交流をしています。このようなノウハウは一種の社会的資源とも言えます。

保健所等では、相談を寄せられた場合など必要により、家族会を紹介して下さい。

(回答)

家族会が大事な社会資源ということは充分認識しています。今後も保健所等で相談を受けた際には、積極的に家族会を紹介させていただくとともに、保健所で行う家族教室等にご参加いただく等、引き続きご協力をお願いいたします。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

4. 教育

(1) 精神的な病においては、早期対応と早期支援に果たす教育機関の役割は極めて重要と考えます。一昨年度は、教職員への教育において、家族の体験談を取り入れて頂きました。今後とも、引き続き実施してください。また、中学生、高校生段階から「こころの健康」についての教育を推進してください。

(回答)

教職員が精神的な病についての知識や学校生活に必要な配慮等について理解することは重要であると認識しています。

このため、府教育庁では、毎年、小・中・高等学校教職員を対象に、「障がい理解教育研修会」を実施し、精神障がいを含めて、さまざまな障がいについて理解を深める教育をすすめております。

また、「学校教育相談研修」において、精神障がいを取り上げ、教職員に精神疾患に対する適切な理解を深めさせるとともに、発症している生徒に対する具体的な支援を考えさせるなど、実践的な内容を取り入れた研修を実施しているところです。

さらに、「新規採用養護教諭研修」においても、人権尊重の視点を基本として、精神障がいの児童生徒に対する適切な対応について研修を実施しているところです。

加えて、毎年、冊子「みつめよう一人一人を(平成28年1月改訂)」を、小・中学校、高等学校、支援学校の初任者教諭を対象とした「初任者研修」等で配付し、精神障がいを含めた障がい理解を推進しています。

また、平成20年5月に改訂した『精神障がいについての理解を深めるために』を活用し、今日における精神疾患や精神障がいについての知見を深め、当事者の思いについて学ぶことができる資料や、学校等での実践事例や教材等をまとめた指導資料の活用を推進してきたところです。

今後とも、あらゆる研修の機会を捉え、教職員が精神的な病について正しく理解し、当事者やそのご家族の方々に寄り添った適切な対応ができるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

(要望項目)

4. 教育

(2) 相模原市での障害者殺傷事件や寝屋川市、三田市における精神障害者の監禁の背景からは、障害者への差別意識や人権無視が深刻なかたちで浮かび上がってきました。また、「優生思想」に基づく障害者への強制的な不妊手術などの実態も明らかになりつつあります。

今後は、身近な具体的事例も踏まえて、精神保健福祉教育が一層充実されるよう希望します。

(回答)

障がい者に対する理解を深め、差別意識を解消するためには、社会との関わりの中で、障がい者問題を捉えることが重要だと認識しています。人権教育の推進に当たっては、各学校現場で様々な工夫を行うよう促していますが、その中では、当事者の話を聞くなど身近な具体的事例から学ぶという観点も示していると

ころです。

全ての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ることとしています。支援学校との交流や地域の障がい施設との交流などを通じて、今後も障がい理解教育を推進してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 人権教育企画課

教育庁 教育振興室 高等学校課

(要望項目)

4. 教育

(2) 相模原市での障害者殺傷事件や寝屋川市、三田市における精神障害者の監禁の背景からは、障害者への差別意識や人権無視が深刻なかたちで浮かび上がってきました。また、「優生思想」に基づく障害者への強制的な不妊手術などの実態も明らかになりつつあります。

今後は、身近な具体的事例も踏まえて、精神保健福祉教育が一層充実されるよう希望します。

(回答)

精神障がい者への差別意識の払しょくや人権侵害の防止のためには、社会全体に精神保健に対する正しい認識が浸透することが重要です。

大阪府におきましては、保健所において理解促進のための講演会を実施するほか、市町村に働きかけて、理解促進のための取り組みを実施していただいているところです。

今後も、府及び市町村の連携により、啓発に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

(要望項目)

5. 雇用

大阪府の職員採用選考において、精神保健福祉手帳の交付を受けている人も受験できるように制度改正がなされました。引き続きよろしくご協力をお願いします。

また、企業への雇用促進についても、引き続き働きかけを進めてください。

(回答)

大阪府では、障がい者雇用促進センターを設置し、平成 22 年 4 月に施行した「大阪府障がい者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)」に基づいて、契約の締結や補助金の交付を受けるなど府と関係のある法定雇用率未達成事業主等に対して、雇用率達成に向けた誘導・支援を行っています。

障がい者雇用促進センターでは、企業における障がい者雇用の取組みを後押しするため、障がい者雇用についての理解を促すためのセミナーや、職業訓練施設等の見学会などを実施するとともに、令和 2 年 10 月より、精神障がい者等職場定着支援員を新たに配置し中小事業主等の障がい者雇用の取組みに対する支援体制を強化したところです。

また、精神障がいのある方の就職、職場定着を図るためには、企業の理解の促進と社内の職場環境を築く人材の育成が重要と考えており、平成 26 年度から、企業の人事担当者等を対象に、障がい特性などの基本を学ぶ座学と、先進的に取り組んでいる企業での職場体験をセットにした「アドバンス研修」を実施しています。

加えて、平成 30 年度から、精神障がいのある方の職場実習の受入れを通じて、障がい者雇用の経験が少ない企業の職場環境の整備を図ることを目的とした、「職場体験受入れマッチング会」を開催しています。

さらに、精神障がいのある方と一緒に働くための基礎知識について、分かりやすく解説したハンドブックを作成し、企業に配布するとともに、精神障がいのある従業員の方と職場の上司、支援機関等のコミュニケーションを図るためのツールとして活用できる「対話シート」の普及に努めています。

引き続き、精神障がいのある方の雇用と職場定着の促進を図れるよう、企業に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課(斜字部分について回答)

このページの作成所属

府民文化部 府政情報室広報広聴課 広聴グループ